

小樽市指名競争入札参加資格者名簿登録規則第10条の規定により、平成31・32年度において、小樽市（水道局及び病院局を含む。）が発注する建設工事、設計等、物品購入等の競争入札に参加する者の資格、申請の時期及び方法等について、次のとおり公示します。

小樽市長 迫 俊 哉

第1 競争入札参加資格について

1 資格の種類

(1) 建設工事（29種）

建設業法別表に掲げる建設工事の種類

ただし、「解体工事」については、平成28年6月の建設業法改正により、「とび・土工・コンクリート工事」から「解体工事」が独立したため、経過措置として平成31年5月末までは「とび・土工・コンクリート工事」許可業者についても「解体工事」を請け負うことができます。平成31年6月以降は経過措置が終了するため、「とび・土工・コンクリート工事」の許可業者は「解体工事」を請け負うことができなくなります。

(2) 設計等（7種）

測量、地質調査、土木設計、建築設計、技術資料、道路等維持業務、道路除雪等業務

(3) 物品購入等（14種）

物品の購入、製造の請負、修繕（改造を含む。）、賃貸借、委託業務（測量委託、工事に係る調査、設計委託及び道路等維持業務を除く。）、役務の提供及び物品の売払い

2 資格の要件

(1) 基本的資格要件

次の①～⑧までのいずれかに該当する者は、資格の種類に関係なく、競争入札の参加資格審査申請をすることができません。

- ① 成年被後見人（特別な理由がある場合を除く。）
- ② 被保佐人、被補助人（特別な理由がある場合を除く。）
- ③ 未成年者（特別な理由がある場合を除く。）
- ④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者
- ⑥ 次のア～キのいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。（ただし、その事実があった後、審査基準日において既に3年を経過した者については、この限りではない。）

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ 前記ア～カの規定により入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑦ 小樽市税に滞納がある者
- ⑧ 消費税及び地方消費税に滞納がある者

(2) 資格の種類ごとの要件

資格の審査基準日

平成31年1月1日

ア 建設工事の資格要件

次の①から③のいずれにも該当することが必要です。

- ① 審査基準日において、申請する種別が29種のそれぞれの資格に対応する建設業の許可を有する建設業者で、かつ、その建設業の許可を受けてから2年以上引き続き事業を営んでいること。
- ② 申請する種別のそれぞれの資格に対応する建設業の許可について経営事項審査を受け、その結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を有しており、かつ、その結果通知書の基準日（決算日）が平成29年9月2日以降のもので、申請する工種に対応する完成工事高があること。
- ③ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。

イ 設計等の資格要件

審査基準日において、引き続き1年以上（ただし、道路除雪等業務は5年以上）その事業を営んでおり、申請する種別によっては、次の要件が必要です。

- ① 測量
測量業者の登録が必要
- ② 建築設計
一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録が必要（ただし、設備設計のみを申請する場合を除く。）

③ 道路等維持業務

各建設業の許可について経営事項審査を受け、その結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を有しており、かつ、その結果通知書の基準日（決算日）が平成29年9月2日以降のもので、申請する業務に対応する完成工事高があること。

- ・道路河川維持等業務は、土木工事業の建設業許可が必要
- ・緑地維持等業務は、造園工事業の建設業許可が必要
- ・舗装補修業務は、舗装工事業の建設業許可が必要
- ・区画線標示業務は、路面標示施工技能士が1人以上必要

④ 道路除雪等業務

次の全ての要件を満たしていることが必要

I 除雪機械を保有（リースについては買い取りを前提としたリースに限る）していること

地域総合除雪に必要な除雪機械（※1）のうち、いずれかを1台以上保有（リースについては買い取りを前提としたリースに限る）していること

※1）地域総合除雪に必要な除雪機械とは、モーターグレーダ（ブレード巾3.7m以上）、タイヤショベル（プラウ・バケット標準山積容量1.2㎡以上）、小型ロータリ（搭乗式40～130ps）、大型ロータリ（搭乗式200ps級以上）、ブルドーザ（16t）、バックホウ（ホイール型0.2～0.45㎡又はクローラ型0.6㎡級以上）、砂散布装置付トラック（専用車含む。ホッパ容量1.5㎡以上、トラックは4t以上）のこと

II 除雪業務を履行する能力があること

次の全ての事項を満たしていることが必要

- ・審査基準日から過去5年間、毎年、除排雪業務の実績があること
- ・資本金の額が300万円以上であること
- ・除雪機械を運転するために必要な免許を所持し、5年以上の除排雪業務の運転実績があり、次の要件を全て満たす者が1人以上いること
 - a 5年以内に「除雪機械技術講習会」（一般社団法人日本建設機械施工協会北海道支部主催の講習会）を修了していること
 - b 「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習」規程に基づく講習の受講が必要な除雪機械を運転する者は同講習を修了していること
- ・2級以上の建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士のうちいずれかの資格を取得している者が1人以上いること

ウ 物品購入等の資格要件

審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

また、営業に関し、法令の規定による許認可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許認可、免許、登録等を受けていること。

3 資格の登録有効期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

第2 資格審査の申請について

1 申請の受付

(1) 受付期間

平成31年1月4日（金）から平成31年1月25日（金）まで（締切り当日消印有効）

2 申請の方法

次の申請書類を作成し、受付期間内に書留郵便（一般、簡易問わず）による郵送又は持参により提出してください。

送付先 〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市財政部契約管財課 契約審査グループ

(1) 申請書の様式

建設工事、設計等、物品購入等ともに小樽市独自様式です。

小樽市ホームページよりダウンロードできます。

(2) 提出書類等

共通

競争入札参加資格審査申請書

申請人概要

使用印鑑届

委任状

誓約書

身分証明書又は登記事項証明書（商業登記簿謄本）

小樽市税に滞納がないことの証明書

消費税及び地方消費税に係る納税証明書

関連会社等報告書

提出書類の確認チェック表

不足書類等調査票

返信用封筒1枚

建設工事

建設工事申請概要

経営事項審査結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の写し

工事(業務)経歴書

技術者名簿

許可・登録証明書の写し

建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写し

(該当者のみ)雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入等申出書(及び確認書類)

設計等

設計等申請概要

工事(業務)経歴書

技術者名簿

許可・登録証明書の写し

決算報告書等の写し

(該当者のみ)経営事項審査結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の写し、道路除雪等業務資料

物品購入等

物品購入等申請概要

営業経歴書

代理店・特約店証明書の写し、営業の許可証・認可書等の写し

決算報告書等の写し

(該当者のみ)印刷機等設備状況、構内除排雪業務資料、小樽市内の支店、営業所等の状況